

## 家庭用空調契約

ご家庭でガスヒーポンなどの小型空調機器をお使いいただいているお客さま向けの料金プランです。

### 【適用条件】

「家庭用空調契約」のお申し込みは次の条件を全て満たし、所定のお申込書にて弊社にお申し込みいただいた場合に適用させていただきます。

- ・ガスヒーポンまたはガス吸収式の空調機器を専用住宅（住居の目的だけに建てられた住宅）または、設置されているガスメーターの能力の合計が10m<sup>3</sup>毎時以下の併用住宅（店舗・作業場・事務所など業務に使用される部分をもつ住宅）でご使用になること。
- ・ガスヒーポンまたはガス吸収式の空調機器の冷凍能力が22.4kw以下であること。

### 【お申し込み方法】

ご契約には、お客さまのお申し込みが必要です。

お申し込み・お問い合わせは、弊社担当窓口までご連絡ください。

### 【お申し込みの際の注意事項】

- ・お使いになっているガス機器の設置確認等のために、訪問させていただく場合があります。
- ・適用開始日は原則として、お申し込みの契約が成立後、最初の定例検針日の翌日となります。
- ・契約期間は1年間とし、契約期間満了に先立って、お客さまより解約または一般ガス料金（一般ガス供給契約料金）への変更の申出がない限り、契約は同一条件で1年間自動継続となり、以降も同様とします。
- ・解約または一般ガス料金へ変更された場合、解約日または変更日より1年以内は本契約を含む他の選択契約のお申し込みを承諾しないことがあります。
- ・適用条件となるガス機器を取り外された場合は、料金の適用が受けられませんので、お手数ですが弊社までご連絡ください。

お問い合わせ先

営業課 リビング営業係 TEL：0256-70-1000

（受付時間：平日 8：30～17：00）